

令和8年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導講習会
(共通編) ①

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

説明する項目

- 1 虐待防止措置未実施減算について**
- 2 身体拘束廃止未実施減算について
- 3 個別支援計画の作成について
- 4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について
- 5 業務継続計画未策定減算について

1 虐待防止措置未実施減算 について

1 虐待防止措置未実施減算について

令和4年度から義務化された、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、令和6年度の報酬改定により基本報酬を減算する虐待防止措置未実施減算が創設された。

以下が、虐待防止措置。

- ① **虐待防止委員会の定期的な開催・従業者への周知徹底**
- ② **従業者に対する虐待防止等のための研修の定期的な実施**
- ③ **上記措置を適切に実施するための担当者の設置**

1 虐待防止措置未実施減算について

対象となるのは、全ての障害福祉サービス

算定される単位数 所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

1 虐待防止措置未実施減算について

指定基準解釈通知

- ・虐待防止委員会（身体拘束等適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや
- ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示。

1 - ① 虐待防止委員会の定期的な開催・ 従業者への周知徹底

指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に行っていない場合。

具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。

なお、身体拘束等適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。

1 – ② 研修の定期的な実施

虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。

具体的には、研修を新規採用時及び1年に1回以上実施していない場合とする。

なお、実施した研修の記録（日時、内容、参加従業員等）を必ず残すようにしてください。

1 – ③ 担当者の設置

虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合。